| 様式ID | NTA0K0A080010050 |
|---|---|

# 損益の通算の計算書

納税地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年分）　　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この計算書は、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下「損益の通算」といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（**申告書第四表（損失申告用）**を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。

## 1　経常所得の損益の通算

| A | 経　常　所　得 | ① | 円 |
|---|---|---|---|

・ **申告書第一表**の「**所得金額等**」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。

## 2　譲渡・一時所得の損益の通算

| 所得の種類 | | | | Ⓐ差引金額 | | Ⓑ通算後 | Ⓒ特別控除額 | | Ⓓ譲渡・一時所得の通算後 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| B | 譲渡 | 短期 | 総合 | 円 | 通算 | ㋐ 円 | ㋒ 円 | 譲渡・一時所得の通算 | ③ | 円 |
| | | 長期 | 分離（特定損失額） | △ | | | | | ④ | |
| | | | 総合 | | | ㋑ | ㋓ 円 | | ⑤ | |
| | 一時 | | | ----------→ | ② | （赤字のときは0） | ㋔ | | ⑥ | |

1　「Ⓐ差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など（※）」を差し引いた後の金額を書きます。

「Ⓐ差引金額」の「分離（特定損失額）」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額（以下「特定損失額」といいます。）について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます（詳しくは、税務署にお尋ねください。）。

※　譲渡資産の取得費（既に必要経費などに算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

2　「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは０）を書きます。

3　「譲渡」の「Ⓒ特別控除額」の㋒及び㋓は、次により書いてください。

i　「Ⓑ通算後」の㋐と㋑の合計額が50万円までの場合……それぞれ㋐と㋑の金額（赤字のときは０）を書きます。

ii　「Ⓑ通算後」の㋐と㋑の合計額が50万円を超える場合……㋒・㋓の順に、それぞれ㋐と㋑の金額を書きます。ただし、㋒と㋓の合計額は50万円が限度となります。

4　「一時」の「Ⓒ特別控除額」の㋔には、「一時」の②が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

## 3　損益の通算

| 所得の種類 | | | | Ⓐ通算前 | | Ⓑ第1次通算後 | Ⓒ第2次通算後 | Ⓓ第3次通算後 | | Ⓔ所得金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 経常所得 | | | ① | 円 | 第1次通算 | 円 | 第2次通算 | 円 | 第3次通算 | 円 | ⑪ | 円 |
| B | 譲渡 | 短期 | 総合 | ③ | | | | | | | | ⑫ | |
| | | 長期 | 分離（特定損失額） | ④ | △ | | | | | | | ⑬ | |
| | | | 総合 | ⑤ | | | | | | ⑨ | | ⑭ | (⑨+⑩)×0.5 |
| | 一時 | | | ⑥ | | | | | | ⑩ | | | |
| C | 山林 | | | ----------→ | | ⑦ | | | | | | ⑮ | |
| D | 退職 | | | ----------→ | | | ⑧ | （赤字のときは０） | | | | ⑯ | |
| 所得金額の合計額（⑪から⑯までの合計額） | | | | | | | | | | | | ⑰ | |

1　「Ⓐ通算前」の①、③から⑥は、「**1　経常所得の損益の通算**」及び「**2　譲渡・一時所得の損益の通算**」より転記します。

2　「山林」の⑦及び「退職」の⑧は、山林所得（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）及び退職所得（赤字のときは0）を書きます。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。